

○宮崎大学外国人受託研修員受入規程

〔平成 16 年 4 月 1 日
制 定〕

改正 平成 17 年 1 月 20 日 平成 19 年 10 月 25 日
平成 20 年 1 月 24 日 平成 22 年 9 月 22 日
平成 24 年 3 月 29 日 令和 元年 9 月 30 日
令和 4 年 9 月 30 日 令和 6 年 3 月 29 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮崎大学（以下「本学」という。）における外国人受託研修員（以下「受託研修員」という。）の受入れについて必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 受託研修員とは、独立行政法人国際協力機構（以下「国際協力機構」という。）が開発途上国から招致した研修員であって、本学が研修員として受入れを許可した者をいう。

(資格)

第 3 条 受託研修員として受入れることのできる者は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 83 条で定める大学を卒業した者又は本学がこれに準ずる学力があると認めた者とする。

(受入れの許可)

第 4 条 学長は、国際協力機構理事長から受託研修員受入れの申請があったときは、受入れ学部、工学教育研究部、学び・学生支援機構、研究・産学地域連携推進機構、国際連携センター、多言語多文化教育研究センター、先端研究推進本部の下に置く各センター、IRセンター及び情報基盤センター（以下「部局」という。）において教育及び研究に支障がない場合にこれを許可する。

(研修の期間)

第 5 条 研修期間は、1 年以内とし、受入れを許可する日の属する会計年度を超えることはできない。ただし、特別の理由があると認めた場合は、この限りではない。

2 学長は、前項ただし書の取扱いをする場合において、翌年度以降に係る外国人受託研修員経費の予算措置が講ぜられないときは、当該翌年度に係る研修の許可を取消すものとする。

(研修期間区分)

第 6 条 研修期間区分は、会計年度内における研修期間の日数により 1 か月を単位として区分する。

2 前項の 1 か月は 30 日とし、30 日に満たない日数は切り上げるものとする。

(研修方法)

第 7 条 部局長は、受託研修員の研修目的及び研修内容を考慮して、指導教員を定め指導を行わせるものとする。

2 前項の研修目的を達成するため必要な場合は、学外における研修を行うことができる。

(受入れの変更報告)

第 8 条 部局長は、受託研修員の研修期間、研修題目等に変更が生じたときは、速やかにその旨を学長に報告しなければならない。

(研修料及び徴収方法)

第 9 条 受託研修員の研修料は、1 か月につき 236,762 円とする。

2 受入れを許可したときは、当該会計年度に属する研修料を国際協力機構から直ちに徴収するものとする。ただし、当該年度を超えて研修を許可している場合の翌年度以降に係る研修料は、翌年度以降の当初に当該年度分を徴収するものとする。

3 研修期間の延長により、研修期間区分に変更を生じた場合には、延長する研修期間を加算し、研修期間区分により、国際協力機構から直ちに研修料の差額を徴収するものとする。

4 既納の研修料は、原則として還付しない。

(証明書の交付)

第 10 条 学長は、受託研修員がその研修事項について証明を願い出たときは、研修証明書を交付するものとする。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 17 年 1 月 20 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 20 年 1 月 24 日から施行し、平成 19 年 12 月 26 日から適用する。

附 則
この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。